



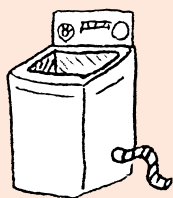
家電リサイクル法が 4月1日から施行されます

クリーンなリサイクル社会を作るため、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が4月1日から施行されます。

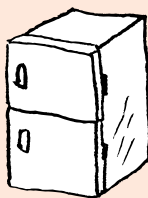
4月1日以降に、不要となった下記4品目の家電製品については、適正な処理や資源としてリサイクルができるよう、家電小売店に引き渡してください。

対象となる家電製品

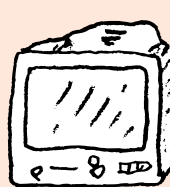
洗たく機



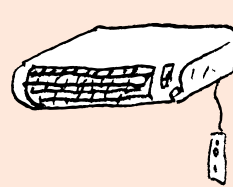
冷蔵庫



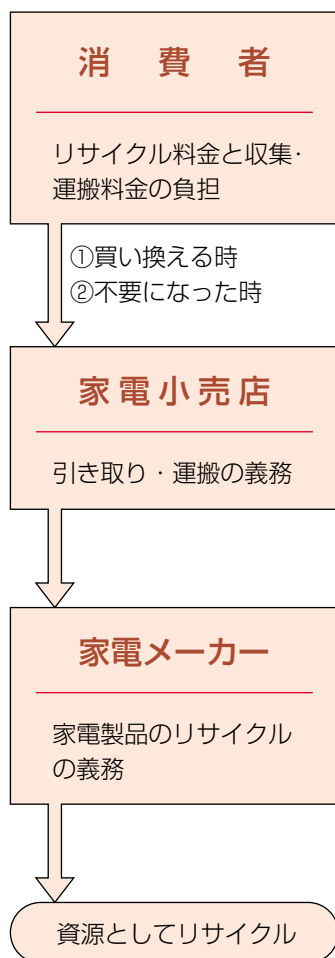
テレビ



エアコン



処理の流れ（施行後）



お金が出るの？

リサイクルのために、大手家電メーカーが消費者の皆さんから徴収するリサイクルの料金で、これまでに公表されているものは下記のとおりです。

（洗たく機	2400円	冷蔵庫	4600円）
（テレビ	2700円	エアコン	3500円）

※収集・運搬料金については未定です。

消費者の料金負担

収集・運搬料金

リサイクル料金

どうすればいいの？

上記家電4品目を使わなくなった場合は、それを買った家電小売店が買い換えようとする家電小売店にご連絡ください。小売店には、古い家電製品を引き取る義務があります。ただし、その際、消費者は、小売店の収集・運搬料金とメーカーのリサイクル料金を負担することになります。

※詳しくは、本紙2月15日号でお知らせします。

※基本的に家電4品目は小売店に引き渡してください。引っ越しなどによって引き渡しが困難な場合は、清掃事業所にご相談ください。

問い合わせ▷清掃事業所（☎76>3053）